

政令第三百九十八号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日は、平成二十四年一月十三日とする。

理由

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。